

高 崎 市

工事成績評定実施要領

高崎市 財務部 技術監理課

平成 1 5 年 4 月 1 日
改正 平成 1 6 年 4 月 1 日
改正 平成 1 8 年 4 月 1 日
改正 平成 1 9 年 4 月 1 日
改正 平成 2 3 年 4 月 1 日
改正 令和 8 年 4 月 1 日

高崎市工事成績評定実施要領

目 次

高崎市工事成績評定実施要領	・・・P 1
工事成績採点表	・・・様式第 1 号
細目別評定点採点表	・・・様式第 2 号
工事成績評定通知書	・・・様式第 3 号
工事成績評定に係る回答書	・・・様式第 4 号
工事成績評定結果表	・・・様式第 5 号

高崎市工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が請負契約を締結した工事の成績評定をすることにより、当該工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象となる工事は、請負金額が200万円を超えるものとする。ただし、設計金額が200万円を超える工事であって、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約により請負金額が200万円以下となった工事についても対象とする。

2 高崎市工事検査規程（昭和42年高崎市告示第42号）第11条に規定する再検査に当たっては、工事成績の再評定は行わない。

(評定の内容)

第3条 成績評定は、次に掲げる評価項目について行うものとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 工事特性
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等

(評定者)

第4条 成績評定は、次の各号に掲げる成績評定の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 請負金額が500万円を超える工事（以下「標準工事」という。） 検査員並びに工事所管担当係長（担当係長が監督員である場合にあっては、工事所管課長。以下「担当係長等」という。）及び監督員
- (2) 請負金額が200万円を超え500万円以下の工事及び設計金額が200万円を超える工事であって、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約により請負金額が200万円以下となった工事（以下「小規模工事」という。） 工事所管課長が指定した検査員並びに担当係長等及び監督員

(評定の時期)

第5条 成績評定の時期は、担当係長等及び監督員にあっては工事が完成したとき、検査員にあっては工事完成検査を実施したときとする。

(評定の方法)

第6条 成績評定は、工事ごとに行うものとする。

2 成績評定の採点は、工事成績採点表（様式第1号）により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2号）により行うものとする。

4 工事における創意工夫及び社会性等に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（評定結果の報告）

第7条 技術監理課長は、標準工事の成績評定を行ったときは、遅滞なく評定結果を契約担当者に報告するものとする。

2 工事所管課長は、小規模工事の成績評定を行ったときは、遅滞なく評定結果を契約担当者及び技術監理課長に報告するものとする。

（評定結果の通知）

第8条 技術監理課長は、標準工事の評定結果については当該工事の請負者に対し高崎市工事成績評定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（説明要求等）

第9条 第8による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により当該評定結果について説明を求めることができる。

2 技術監理課長は、前項による説明を求められたときは、30日以内に高崎市工事成績評定に係る回答書（様式第4号）により回答するものとする。

3 前項に規定する回答を行おうとするときは、別に定める工事成績評定委員会において協議することができる。

（評定の修正）

第10条 技術監理課長は、第9の3の工事成績評定委員会において、当該評定結果を修正する必要があると認めたときは、これを修正するものとする。

2 技術監理課長は、前項の規定により評定結果の修正を行ったときは、その結果を当該工事の請負者に対し高崎市工事成績評定に係る回答書により通知するものとする。

（評定結果の公表等）

第11条 標準工事の評定結果は、市民情報センター及び技術監理課において、高崎市工事成績評定結果表（様式第5号）により公表するものとする。

2 前項に規定する公表は自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名の記載等は要しないものとする。

3 閲覧期間は、完成検査を行った年度及びその翌年度とする。

4 公表した高崎市工事成績評定結果表の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

5 高崎市工事成績評定結果表の保存期間は、5年間とする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、成績評定の実施について必要な事項は技術監理

課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に完成する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に完成する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に完成する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に完成する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。